

○財務省告示第三百九十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十一年十一月六日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年十二月四日

財務大臣 藤井 裕久

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（二十年）（第八十 三回、第九十七回、第九十八回、 第一百一回及び第九十九回）及び利 付国庫債券（三十年）（第二回、 第八回、第九回、第十一回、第 十二回、第十三回、第十四回、 第十五回、第十六回、第十七回、 第二十二回、第二十六回、第二 十七回、第二十八回、第二十九 回及び第三十回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次		

六	発行額	七	払込金額	八	最低額面金額	九	振替単位の	十	発行価格	十一	発行額
割り当てる。	額内（別表のとおり）	三千万四千四百三十一万九	五千万	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録による最低額面金額と	額の整数倍の金額によるものと	する。二十一ヶ月六日	平成二十一年十一月六日	発行対象国債のごとく算式により算	出た金額	出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}$$

十三  
の経過  
払込  
み

(別表のとおり)  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額の追加、を次の算  
式により算出する。期日に払い込  
むものとする。

の率前十経行、  
の額利の第の発行、  
金の債らでがに  
面債国から日合  
額国債の日期  
の象対翌行払期  
債対行の発行の  
国対行の発行の  
象対各期する子  
行各各期する子  
対各各期する子  
額×100×支規数同  
／利号に日と日  
各総／利号に日と日

償還金の額  
償還金の額  
償還金の額  
償還金の額  
償還金の額  
償還金の額

額(別表のとおり) 100円  
平成十一年一月二日  
本証券業務協会の発行した公債  
店頭売買参加統計表に掲載の日  
れ各発行対象国債の平均値の

各発行対象国債の額面金額×各  
発行対象国債の利率÷100×1

第十号に規定する発行後各  
日支に、算入し、次いで規定  
うに、算入し、次いで規定  
日支に、算入し、次いで規定  
す日支に、算入し、次いで規定

(二)

発行時において、その  
係る所得及び振替口座  
の口座に記載又は記録  
に、前記(一)の算式も  
金額に、前記(一)の算  
金額に、前記(一)の算  
金額に、前記(一)の算  
金額に、前記(一)の算

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額
（利付） （第三十回） （第九十回） （第八十回） （第二回） （第九回） （第一回） （第九十回） （第八十三回） （第二回）	一・七％ 一・四％ 一・八％ 二・四％ 一・九％ 二・四％ 二・一％ 二・二％ 二・一％	平成六年四月二十五日 平成十年四月二十四日 平成十二年四月二十四日 平成二年四月二十二日 平成三年四月二十一日 平成三月二十日 平成九月二十九日 平成九月二十九日 平成十年三月二十七日	七十億円 十六億円 二十億円 二億円 八百二十七億円 四億円 五十億円 百五十億円 十一億円

（別表）

十八 元利金支 単利回りとする。  
 十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者  
 二十 払込期日 平成二十一年十一月六日

（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）
二・三%	二・四%	二・五%	二・五%	二・四%	二・五%	二・四%	二・五%	二・五%	二・四%	二・〇%	二・一%
日年平三成五月二十一日	日年平九成二月十日	日年平三成二月十日	日年平九成四月二十九日	日年平三成四月二十九日	日年平三成四月二十八日	日年平九成四月二十六日	日年平九成四月二十六日	日年平六成四月二十六日	日年平三成四月二十六日	日年平九成四月二十五日	日年平九成四月二十五日
億三百三十二	百六十億	億六百七十四	二十億	円百五十三億	百億	五億	円二百五十億	百二十億	十億	六億	十五億